資料５

農林水産省報告資料

令和３年10月14日

消費・安全局消費者行政・食育課

米穀流通・食品表示監視室

農林水産省における
原料原産地表示制度の普及啓発について

令和３年 10 月

農　林　水　産　省
消　費　・　安　全　局
消費者行政・食育課

農林水産省では、来年（令和４年）４月から完全施行される原料原産地表示制度の事業者への普及啓発のため、以下の取組を実施しています。

○　平成 29 年９月１日（制度施行日）から農政局等において、原料原産地表示制度に関する相談窓口を 20 か所設置。
○　平成 29～31 年度、中小規模の食品関連事業者にとって、取り組みやすいマニュアルを作成・ウェブサイトで公開。マニュアルを用いて、全ての都道府県でセミナーを開催。
○　令和２年度（令和３年１月）には、上記の事業者向けマニュアルを活用したオンラインセミナー動画を作成し、ウェブサイトで公開。

農林水産省ウェブサイト
（https://www.maff.go.jp/j/syouan/hyoji/gengen_hyoji.html）

特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律について

第 203 回臨時国会において、「特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」（水産流通適正化法）（令和 2 年法律第 79 号）が成立し、令和２年 12 月 11 日に公布されました。施行日については、公布の日から起算して２年を超えない範囲内において政令で定めることとしています。

この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通により国内水産資源の減少のおそれがあること及び違法に採捕された水産動植物の輸入を規制する必要性が国際的に高まっていることに鑑み、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成及び保存並びに適法に採捕されたものである旨を証する書類の輸出入に際する添付の義務付け等の措置を講ずることにより、特定の水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図り、もって違法な漁業の抑止及び水産資源の持続的な利用に寄与し、漁業及びその関連産業の健全な発展に資することを目的としています。

水産流通適正化制度の概要

○　国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれが大きい魚種（特定第一種水産動植物）について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。

○　国際的にIUU漁業のおそれが大きい魚種（特定第二種水産動植物）等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。

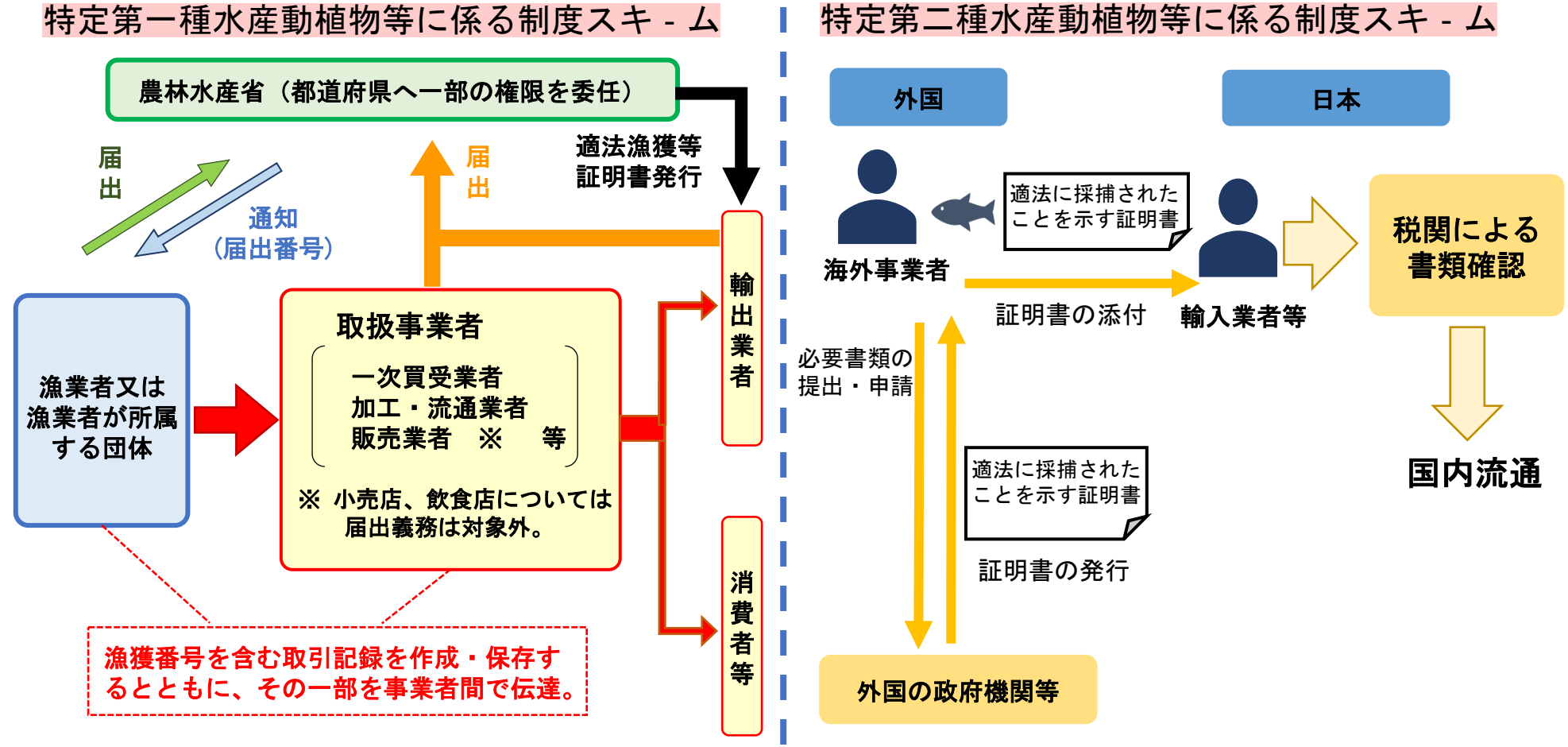

※ 届出義務、伝達義務、取引記録義務、輸出入時の証明書添付義務等に違反した場合は罰則あり。

参考1-1

漁業者・漁協や１次買受業者の対応について

農林水産省（都道府県へ一部の権限を委任）

届出

番号通知

届出

漁業者・漁協

取引記録の
作成・保存義務

納品伝票

2021年〇月□日
〇〇 漁協
北海道〇〇市…

〇〇水産加工センター 殿

販売日	商品名	数量	金額	漁獲番号
〇月□日	なまこ	100kg	23,000	〇□△-〇□△-001
〇月□日	なまこ	20kg	54,000	〇□△-〇□△-002
〇月□日	なまこ	15kg	35,000	〇□△-〇□△-003
〇月□日	なまこ	5kg	12,000	〇□△-〇□△-004

漁獲番号等の伝達義務
※　伝票等に記載することでも可

１次買受業者

取引記録の
作成・保存義務

参考1-2

１次買受業者や加工・流通・輸入業者の対応

農林水産省（都道府県へ一部の権限を委任）

届出

届出

１次買受業者

加工業者
流通業者

納品伝票

2021年〇月△日
〇〇水産加工センター
北海道〇〇町…

〇〇水産（株） 殿

販売日	商品名	数量	金額	漁獲番号
〇月△日	なまこ	100kg	23,000	〇□△-〇□△-001
〇月△日	なまこ	20kg	54,000	〇□△-〇□△-002
〇月△日	なまこ	15kg	35,000	〇□△-〇□△-003
〇月△日	なまこ	5kg	12,000	〇□△-〇□△-004

漁獲番号等の伝達義務
※　伝票等に記載することでも可

取引記録の
作成・保存義務

取引記録の
作成・保存義務

参考1-3

加工・流通・輸入業者や輸出事業者／小売業者・飲食店の対応

農林水産省（都道府県へ一部の権限を委任）

届出

加工業者
流通業者

取引記録の
作成・保存義務

納品伝票

2021年〇月△日
〇〇水産（株）

〇〇商事　殿

販売日	商品名	数量	金額	漁獲番号
〇月△日	干なまこ	10kg	23,000	〇□△-〇□△-001
〇月△日	干なまこ	2kg	54,000	〇□△-〇□△-002
〇月△日	干なまこ	1kg	35,000	〇□△-〇□△-003
〇月△日	干なまこ	5kg	12,000	〇□△-〇□△-004

漁獲番号等の伝達義務
※　伝票等に記載することでも可

納品伝票

2021年〇月△日
〇〇水産（株）

〇〇飲食店　殿

販売日	商品名	数量	金額	漁獲番号
〇月△日	干なまこ	10kg	23,000	〇□△-〇□△-001
〇月△日	干なまこ	2kg	54,000	〇□△-〇□△-002
〇月△日	干なまこ	1kg	35,000	〇□△-〇□△-003
〇月△日	干なまこ	5kg	12,000	〇□△-〇□△-004

届出

輸出事業者

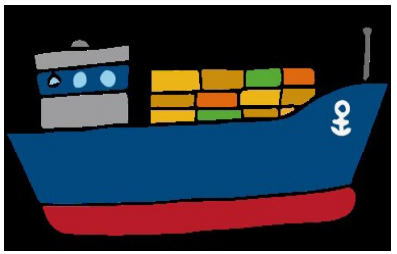

購入記録の
作成・保存義務

不要

小売事業者
飲食店

届出

購入記録の
作成・保存義務

参考1-4

小売事業者・飲食店や消費者の対応

農林水産省（都道府県へ一部の権限を委任）

不要

小売事業者
飲食店

届出

購入記録の
作成・保存は必要
販売記録の
作成・保存は不要

漁獲番号等の伝達➡不要

消費者

令和２年度米穀流通、食品表示の監視実績について

令和３年10月
消費・安全局

農林水産省は、食品表示法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（以下「米トレーサビリティ法」という。）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下「牛トレーサビリティ法」という。）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（以下「食糧法」という。）、農産物検査法及び日本農林規格等に関する法律（以下「JAS法」という。指定農林物資の表示に関することに限る。）の令和２年度の監視結果について別添のとおり取りまとめました。

これらの法律の違反の事実に対しては、各行政機関（消費者庁、警察庁、国税庁）で連携しつつ、厳正な対応に努めてまいります。

【令和２年度監視実績のポイント】

１　食品表示法

（１）小売業者に対して行った一般巡回調査における生鮮食品の不適正率は、元年度と同じく0.2％となっている。各業種別の不適正率についても元年度と同程度となっている。

（２）違反について品目別にみると、内訳は生鮮食品では水産物49％、畜産物20％及び農産物19％となっている。また、加工食品では水産物加工品41％、その他の加工品26％及び農産加工品19％となっている。

（３）違反内容は、生鮮食品では原産地の誤表示・欠落の違反が79％となっている。また、加工食品では原材料名の誤表示・欠落の違反が46％並びに原料原産地及び原産国に係る誤表示・欠落が36％となっている。

２　米トレーサビリティ法

（１）米穀事業者（生産者、米穀販売事業者、食料品製造事業者及び外食事業者）に対して行った一般巡回調査における業態別の違反率を見てみると、生産者の違反率は16％であり元年度の21％から減少した。次いで食料品製造事業者の違反率は９％であり元年度の13％から減少した。米穀販売事業者７％と外食事業者１％はほぼ横ばいとなっている。

（２）業態別の違反内容は以下のとおり

①　生産者においては、取引等を行った際に、名称、数量、年月日及び取引相手の名称等の記録を作成しなかった又は記録の一部について記載漏れ

していた等、取引等の記録の作成に係る違反が50％となっている。

② 米穀の卸売業者等の米穀販売事業者においては、取引等の記録の作成に係る違反が56％となっている。

③ 食料品製造事業者においては、取引等の記録の作成に係る違反が46％、店舗等において米飯類を販売又は提供する際に、原料米について消費者へ誤った産地を伝達した又は産地を伝達しなかった等の一般消費者に対する産地情報の伝達に係る違反が34％となっている。

④ 外食事業者においては、一般消費者に対する産地情報の伝達に係る違反が65％となっている。

3 牛トレーサビリティ法

（１）牛への耳標装着と異動届出等

① 生産段階の巡回調査等における違反率は、牛の管理者については0.1％であり、と畜者の違反はなかった。

② 違反内容は、耳標に関する不備、届出に関する不備がそれぞれ50％となっている。

（２）特定牛肉*[1]の表示等

① 流通段階の一般巡回調査における業態別の違反率は、小売業者が0.1％、中間流通業者が0.2％であり、特定料理提供業者*[2]はなく、各業態別の違反率については元年度と同程度となっている。

国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定し、一致しなかった比率は2.9％となっている。業態別にみると、小売業者の不一致率が2.5％であり、元年度の1.3％から増加している。

② 違反内容は、個体識別番号の不表示・誤表示の違反が84％となっている。

＊１特定牛肉：牛個体識別台帳に記録された牛から得られた牛肉であって、枝肉・部分肉・精肉が該当します。（牛肉加工品、ひき肉、牛肉の整形に伴い副次的に得られたくず肉は除く）

＊２特定料理提供業者：主として特定料理（焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）を提供する事業者

4 食糧法

（１）飼料用米等の用途限定米穀の生産者に対して行った一般巡回調査における違反率は0.6％であり、元年度の２％から減少している。

（２）主な違反内容は以下のとおり。

① 用途限定米穀として区分管理で生産し、その用途として全量出荷しなければならない米穀の一部について用途を限定せずに出荷・販売した等、用途外使用の禁止に係る違反が57％となっており、次いで、用途限定米

穀を保管する際、用途ごとに別棟、又は別はいで保管し、その用途を明記した「票せん」を掲示していなかった等、保管時に係る違反が29％となっている。

② 飼料用米の違反は用途外使用の禁止違反が75％となっており、加工用米の違反は確認されなかった。

5 農産物検査法

（１）登録検査機関に対して行った一般巡回調査における違反率は２％であり、元年度の16％から減少した。

（２）主な違反内容は以下のとおり。

① 登録検査機関の違反は、農産物検査の実施方法、検査手数料に関する事項等を定めた業務規程に従って農産物検査を行っていないものが80％、帳簿の記載に関するものが20％となっている。

② 業務規程に係る違反内容は、包装、量目等の誤記載、検査請求者の氏名、住所の不記載等、農産物検査の請求者への検査結果通知書の記載内容が不適切なものが25％となっている。

6 JAS法（有機表示違反）

（１）小売業者に対して行った一般巡回調査において、有機表示された農産物の不適正表示は確認されなかった。

（２）全ての業態に対して一般巡回調査とそれ以外の手段により確認した違反の内容は、有機JASマークを付さずに「有機」等の表示を行っていたものが85％となっている。

表１－１　食品表示法に基づく一般巡回調査における小売業者の表示の不適正率（生鮮食品）

年度	計	百貨店	総合スーパー	食料品スーパー	食料品専門店（青果）	食料品専門店（精肉）	食料品専門店（鮮魚）	コンビニエンス・ストア	ドラッグストア	ディスカウントストア	ホームセンター	米穀専門店	その他
元年度	0.2%	0.0%	0.5%	0.3%	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.2%	0.0%	2.9%	0.0%	0.6%
２年度	0.2%	0.0%	0.6%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

表１－２　食品表示法に基づく一般巡回調査における加工製造業者の表示の不適正率（加工食品）

元年度	1.3%
２年度	1.2%

表１－３　食品表示法に基づく品目別・違反内容別の違反の状況

年度	違反品目										違反の内容							
	生鮮食品					加工食品					生鮮食品				加工食品			
	計	農産物	畜産物	水産物	米	計	農産加工品	畜産加工品	水産加工品	その他加工品	計	原産地の誤表示・欠落	原料玄米の誤表示・欠落	その他	計	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落 原産国の誤表示・欠落	その他
元年度	100%	31%	31%	31%	8%	100%	30%	12%	27%	31%	100%	80%	1%	19%	100%	58%	26%	16%
２年度	100%	19%	20%	49%	13%	100%	19%	13%	41%	26%	100%	79%	4%	16%	100%	46%	36%	18%

注1　違反については、小売業者等に対する一般巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

注2　原料玄米の誤表示・欠落とは、袋詰精米の原料の玄米に関する表示（産地、品種又は年産）の誤りや欠落による違反である。

注3　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表１－４　食品表示法に基づく業態別違反の状況

年度	小売業者						中間流通業者						加工製造業者					
		生鮮食品		加工食品				生鮮食品		加工食品				生鮮食品		加工食品		
	計	小計	原産地の誤表示・欠落	小計	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	計	小計	原産地の誤表示・欠落	小計	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落	計	小計	原産地の誤表示・欠落	小計	原材料名の誤表示・欠落	原料原産地の誤表示・欠落
元年度	100%	58%	49%	44%	21%	17%	100%	60%	40%	40%	20%	13%	100%	6%	4%	94%	71%	15%
２年度	100%	52%	47%	47%	22%	23%	100%	59%	18%	41%	29%	12%	100%	8%	6%	92%	42%	31%

注1　違反については、小売業者等に対する一般巡回調査、食品表示110番、科学的分析に基づき確認したものである。

注2　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表２　米トレーサビリティ法業態別違反の状況

	業態別違反率				違反の内容																															
											生産者						米穀販売事業者						食料品製造事業者						外食事業者							
	生産者	米穀販売事業者	食料品製造事業者	外食事業者	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達	計	取引等の記録の作成	米穀事業者間における産地情報の伝達	搬出、搬入等の記録の作成	記録の保存	一般消費者に対する産地情報の伝達
元年度	21%	6%	13%	1%	100%	47%	23%	17%	0%	13%	100%	50%	26%	18%	0%	6%	100%	52%	25%	21%	1%	2%	100%	38%	16%	14%	1%	31%	100%	29%	0%	0%	0%	71%
２年度	16%	7%	9%	1%	100%	49%	20%	18%	1%	12%	100%	50%	26%	21%	0%	2%	100%	56%	25%	14%	4%	2%	100%	46%	3%	15%	3%	34%	100%	25%	0%	10%	0%	65%

注1　業態別違反率は、一般巡回調査を端緒として違反が確認された場合。
注2　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表３－１　牛トレーサビリティ法に基づく生産段階の業態別違反の状況

年度	業態別違反率		業態別違反の内容						
						牛の管理者			と畜者
	牛の管理者	と畜者	計	耳標に関する不備	届出に関する不備	小計	耳標に関する不備	届出に関する不備	届出に関する不備
元年度	0.2%	0.9%	100%	48%	52%	100%	49%	51%	100%
２年度	0.1%	0.0%	100%	50%	50%	100%	50%	50%	－

注１　生産段階：牛の出生からと畜されるまでの牛の生体での段階。牛の管理者に耳標の装着、牛の管理者及びと畜者に異動届出の報告等が義務付けられている。

注２　業態別違反率は、巡回調査等を端緒として違反が確認された割合。

注３　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表３－２　牛トレーサビリティ法に基づく業態別違反の状況

年度	業態別違反率			業態別違反の内容																			
								と畜者				小売業者				中間流通業者				特定料理提供業者			
	小売業者	中間流通業者	特定料理提供業者	計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備	小計	個体識別番号等の不表示	個体識別番号等の誤表示	帳簿の不備
元年度	0.1%	0.4%	0.6%	100%	19%	59%	21%	100%	0%	100%	0%	100%	12%	77%	11%	100%	25%	33%	42%	100%	36%	45%	18%
２年度	0.1%	0.2%	－	100%	9%	75%	15%	－	－	－	－	100%	11%	83%	7%	100%	6%	56%	38%	100%	0%	67%	33%

注１　業態別違反率は、一般巡回調査を端緒として違反が確認された割合。
注２　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表３－３　牛トレーサビリティ法におけるＤＮＡ鑑定の不一致率

年度	合計	と畜者	小売業者	中間流通業者	特定料理提供業者
令和元年度	1.8%	－	1.3%	11.3%	7.9%
令和２年度	2.8%	－	2.5%	2.6%	6.7%

注：　不一致率の数値は、国内でと畜される全ての牛の枝肉から採取・保管された照合用サンプルと、小売店等から購入した牛肉とを照合し、その同一性をDNA分析により鑑定し、不一致となった割合を示す。

表４－１　食糧法業態別違反の状況

年度	生産者の違反率	違反の内容				生産者				食料品製造事業者				中間流通業者				畜産事業者			
		計	用途限定米穀の用途外使用等の禁止（省令第２条）	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置（省令第３条）	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置（省令第４条）	計	用途限定米穀の用途外使用等の禁止（省令第２条）	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置（省令第３条）	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置（省令第４条）	計	用途限定米穀の用途外使用等の禁止（省令第２条）	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置（省令第３条）	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置（省令第４条）	計	用途限定米穀の用途外使用等の禁止（省令第２条）	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置（省令第３条）	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置（省令第４条）	計	用途限定米穀の用途外使用等の禁止（省令第２条）	用途限定米穀の保管時に講ずべき措置（省令第３条）	用途限定米穀の販売時に講ずべき措置（省令第４条）
元年度	2%	100%	68%	4%	28%	100%	78%	0%	22%	100%	67%	0%	33%	100%	43%	14%	43%	－	－	－	－
２年度	0.6%	100%	57%	29%	14%	100%	50%	33%	17%	100%	100%	0%	0%	－	－	－	－	－	－	－	－

注１　生産者の違反率は、生産者に対する一般巡回調査を端緒として違反が確認された割合
注２　省令とは、食糧法第７条の２に基づき定められた 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令（平成21年農林水産省令第63号）のこと
注３　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表４－２　対象米穀別違反の内容

年度	対象米穀	違反区分				
		計	用途外使用の禁止	保管時の措置	販売時の用途表示	その他（販売先との契約書等）
元年度	飼料用米	100%	100%	0%	0%	0%
	加工用米	100%	64%	7%	14%	14%
	その他	100%	20%	0%	80%	0%
	計	100%	68%	4%	21%	7%
２年度	飼料用米	100%	75%	25%	0%	0%
	加工用米	－	－	－	－	－
	その他	100%	33%	33%	33%	0%
	計	100%	57%	29%	14%	0%

注１　その他は、米粉用米、備蓄米、輸出用米、ＭＡ米
注２　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表５－１　農産物検査法業態別違反の状況

年度	登録検査機関の違反率	違反の内容											登録検査機関											生産者											中間流通業者										
		計	農産物検査の不正請求（法第３条）	検査証明（法第１３条）	検査証明の未抹消使用（法第１３条）	検査機関の区域外検査（法第１４条）	売買業者の銘柄検査（法第５条）	検査義務（法第２０条）	農産物検査結果の報告（法第２０条）	帳簿の記載（法第２５条）	業務規程違反（法第２４条）	その他	計	農産物検査の不正請求（法第３条）	検査証明（法第１３条）	検査証明の未抹消使用（法第１３条）	検査機関の区域外検査（法第１４条）	売買業者の銘柄検査（法第５条）	検査義務（法第２０条）	農産物検査結果の報告（法第２０条）	帳簿の記載（法第２５条）	業務規程違反（法第２４条）	その他	計	農産物検査の不正請求（法第３条）	検査証明（法第１３条）	検査証明の未抹消使用（法第１３条）	検査機関の区域外検査（法第１４条）	売買業者の銘柄検査（法第５条）	検査義務（法第２０条）	農産物検査結果の報告（法第２０条）	帳簿の記載（法第２５条）	業務規程違反（法第２４条）	その他	計	農産物検査の不正請求（法第３条）	検査証明（法第１３条）	検査証明の未抹消使用（法第１３条）	検査機関の区域外検査（法第１４条）	売買業者の銘柄検査（法第５条）	検査義務（法第２０条）	農産物検査結果の報告（法第２０条）	帳簿の記載（法第２５条）	業務規程違反（法第２４条）	その他
元年度	16%	100%	13%	32%	3%	0%	0%	5%	2%	10%	35%	－	100%	0%	26%	2%	0%	0%	7%	2%	14%	48%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	100%	9%	73%	9%	0%	0%	0%	0%	0%	9%	0%
２年度	2%	100%	0%	0%	9%	0%	0%	0%	0%	18%	73%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	20%	80%	0%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	100%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%

注１　登録検査機関の違反率は、登録検査機関に対する一般巡回調査の結果、疑義（違反）の割合
注２　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。

表５－２　農産物検査法業務規程違反の内容

年度	業務規程違反件数合計																						
	合計	検査請求の内容を十分に確認せずに検査を実施	検査結果通知書の記載内容が不適切												検査手数料の不適正	検査員認印を業務規程に定めのない書類に押印	検査結果通知書の非通知	農産物検査員の研修会の未開催	検査請求書受付簿の未作成、誤記載	等級証印等管理簿の未作成	環境点検実施状況確認簿の未作成	倉庫管理簿の未作成	内部監査の未実施	その他
			小計	包装、量目等の誤記載	銘柄名の誤記載	検査場所名の未記入、誤記載	農産物の種類名の未記入、誤記載	検査請求者氏名、住所の誤記載	検査年月日の誤記載	検査数量の誤記載	産年の誤記載	等級の誤記載	格付理由の誤記載	業務規程に定めのない様式を使用										
元年度	100%	14%	29%	(17%)	(17%)	(0%)	(0%)	(50%)	(17%)	(17%)	(0%)	(0%)	(17%)	(0%)	19%	10%	0%	0%	10%	10%	5%	0%	5%	0%
２年度	100%	13%	25%	(0%)	(0%)	(50%)	(0%)	(50%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	0%	0%	0%	0%	13%	0%	0%	0%	0%	50%

注１　割合はラウンドの関係で100%にならないことがある。
注２　検査結果通知書の記載内容が不適切の詳細については、重複している場合があり、合計とは一致しない

表６　JAS法に基づく有機表示違反の業態別違反の状況

年度	小売業者の違反率	業態別違反の内容																														
		計	出荷業者					小売業者						卸売業者・輸入業者						製造業者						認定事業者					
			小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機ＪＡＳマーク」を表示	「ＪＡＳマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機ＪＡＳマーク」を表示	「ＪＡＳマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機ＪＡＳマーク」を表示	「ＪＡＳマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機ＪＡＳマーク」を表示	「ＪＡＳマーク」と紛らわしいマークを表示	小計	不適切な「有機」等の表示	輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示	不適切な「有機ＪＡＳマーク」を表示	「ＪＡＳマーク」と紛らわしいマークを表示
元年度	0.06%	100%	86%	8%	0%	6%	100%	100%	0%	0%	0%	100%	90%	0%	0%	10%	100%	63%	38%	0%	0%	100%	100%	0%	0%	0%	－	－	－	－	－
２年度	0.00%	100%	85%	15%	0%	0%	－	－	－	－	－	100%	100%	0%	0%	0%	100%	50%	50%	0%	0%	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

注1　小売業者の違反率は、有機表示がされた農産物を対象とした一般巡回調査を端緒として違反が確認された割合。

注2　不適切な「有機」等の表示とは、有機JASマークを付さずに「有機」等を表示したことによる違反である。

注3　輸入品に不適切な「オーガニック」等の表示とは、有機JASマークがない輸入品に「オーガニック」等の表示をしたまま販売したことによる違反である。

注4　割合はラウンドの関係で100％にならないことがある。